

2013年5月17日

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 御中

BSE 特措法施行規則の改正案に関する意見

(法人名) 日本生活協同組合連合会
(所在地) 〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8
(電話) 03-5778-8109

今回、貴省が公表された「厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令(案)」(以下、省令案と表記)に関して、以下の意見を提出いたします。

1. BSE 検査月齢の変更について

国内では2003年以降の出生牛からBSE陽性牛が確認されていないことから、これまでとられてきた飼料規制等のBSE対策が有効に機能しているものと認識しています。

省令案の根拠となった食品安全委員会の評価書案では「日本においては、各段階におけるBSE発生防止対策は適切に行われているものと判断される」、「日本においては、牛由来の牛肉及び内臓(特定危険部位以外)の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は極めて低いと考える」とまとめられ、「と畜場における検査対象月齢を48か月齢(4歳)超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる」と結論されています。

今回、貴省が食品安全委員会のリスク評価に基づいて国内における検査対象月齢を見直し、省令案のように変更することについては、現時点での科学的な知見に基づく検討の結果として理解できます。

2. 非定型 BSE に関する情報収集等の必要性について

国内でBSE対策が引き続き有効に機能したとしても、非定型BSEが孤発性であるとする、非定型BSEの問題は残ると思われまます。また、この問題に関する国民の関心は高いと考えまます。

非定型BSEは高齢牛で稀に発生すると考えられていることから、今回の検査月齢の変更によっても人の健康リスクは高まらないと考えまますが、食品安全委員会や農林水産省と連携しつつ、非定型BSEに重点を置いた情報収集、調査・研究、リスク評価およびリスクの程度や必要性に応じた対応の検討に取り組むよう要望しまます。

3. リスク管理措置(BSEスクリーニング検査以外)の確実な実施について

省令案とは直接関係しませんが、非定型BSEの存在を考慮すると、特定危険部位

(SRM) の除去とそれが飼料に回らないための措置は引き続き重要な対策と考えます。

また、と畜場においては、貴省が定めた「伝達性海綿状脳症検査実施要領」に基づいて、と畜前の生体検査が実施され、行動異常や神経症状の有無がチェックされ、異常が発見された場合は BSE か否かの検査が行われているものと認識しています。こうした異常を示す牛は高リスク牛と考えられるため、生体検査も重要な対策と考えます。

以上のリスク管理措置については、今後も確実に実施していくことを改めて要望します。

4. 丁寧なリスクコミュニケーションの実施について

今回のリスク管理措置の変更については、全頭検査の廃止に関する内容だけが大きく報道されています。それに対し、国内で引き続き実施される措置も含めた BSE 対策の全体像や、それぞれの措置の意味が未だに国民に十分理解されていないように思われます。また、30 か月齢超から 48 か月齢超への検査対象月齢引き上げ措置の実施間隔が短く、リスク評価の内容や規制の変更に関して国民の理解が追いついていないことも懸念されます。

改めて BSE 対策について、現状の評価や到達点、今後の課題等も含めて国民にわかりやすく伝えることを要望します。その際には各省庁が別々に説明を行うのではなく、関連省庁、自治体、研究者等の連携により、全ての対策が把握できるような包括的な説明が望ましいと考えます。

以上